

年金が年額 **18万円未満**の人 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

- 納付期限に合わせて、納付書により、市役所、取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納めます。

忙しい人、なかなか外出ができない人は、**介護保険料の口座振替が便利**です。

手続き

- ① 介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
- ② 市役所または取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

口座振替が便利ね

